壬生町政だより

37年 6月号

No. 42
毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社

諸統計より

人口 37年6月1日現在		統計 前月対照増減
総人口	23,671人	18人減
男	11,522人	10人減
女	12,149人	8人減
世帯数	4,470世帯	12世帯増

全面鋪装工事始まる
栄町から上通町まで

宇都宮栃木線の県道の改良工事は重点施策として取り上げられていますが、六月から次の二地区で工事が始められます。

❶栄町、仲通町、上通町の表通りの工事

❷国谷駅前を中心とした鋪装工事

第一期工事は次の通りです。

❶栄町から上通町にかけての県道約二百メートル、幅員十メートル、総工事費約一千万円です。

❷国谷駅前を中心とした鋪装工事は、第一期は仲町通り、第二期は上通町に分けてやります。

始まった県道工事＝栄町にて

第一期工事は町南から小学校入口まで、第二期は仲町通り、第三期は上通町に分けてやります。

第一期工事は町南から小学校入口まで、第二期は仲町通り、第三期は上通町に分けてやります。

第一期工事は、幅員十メートルの車道、両側に三メートルの歩道、全面鋪装工事は六月十日から始まり、七月一ぱいまでかかる予定です。

延長で四百八十メートル、巾員十一五メートル、総工事費約一千万円です。

第一期工事は町南から小学校入口まで、第二期は仲町通り、第三期は上通町に分けてやります。

工事の順序は片側ずつ、深さ五十センチメートルほど土砂を掘り、切り込み砂利を入れ撒え、路盤を固めます。三回内ととの工事を八月一ぱいに終らせる予定です。全面鋪装工事の終了月までに完成されます。

工事中は片側一方交通を実施し迂回路はいらしません。

路上駐車、児童生徒の登下校には特に注意し、各商店街の迷惑を最小限にするよう工事担当者は気を配ってやります。全面鋪装工事に事故のないよう特段の注意と協力が望まれます。

❷国谷駅前を中心とした鋪装工事は、石橋壬生町の工事区間延長約一千七百メートルでこれら片側一方交通になり工事が進められます。

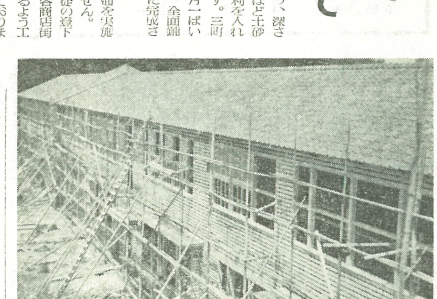

完成近い壬中校舎

壬生中学校の校舎、管理室千九坪一六五、普通教室百七十二坪四八五、特別教室百二十坪三三七、廊下、階段その他で百二十坪七四六、計で四百三十坪六三三となっています。

七月一ぱいで完成の予定です。

業務式会社の手によって着々進められています。

木造二階建鉄筋校舎

特定毒物や毒物に指定された有機燐剤による農薬の事故防止

農薬の使用に当たっては、特定毒物や毒物に指定された有機燐剤による事故防止、使用量が増えるのに従って、年々増加しています。

これから特に出て果樹・一般作物等の使用期になるのでこの際農薬の扱い、取り扱いを考えてみましょう。

指定されている毒物としては

▽有機燐剤としては

❶毒物（劇物）＝パラチオン・PB粉剤・ホリドール・メタシストックス・テップ

❷毒物（劇物）＝イイピーエス

▽殺菌剤としては

❶毒物（劇物）＝エンドリン

防除作業中に起こる中毒の原因には

（一）風下で作業をしていた為に出現になる。

（二）素手で噴液の調整をした。

（三）運搬の作業で、服装の不良ために中毒をおこす。

（四）機械類の不完全による場合

（五）薬剤を流用したための誤用

（六）火災、その他

事故防止は

❶役場や農協に連絡して、計画を立て実施の時は病害虫

❷薬剤の使用期日を厳守

❸作業中は煙草をすったり、飲食はつつしんで下さいよう。

❹非存防止のための地域活動の強化

❺青少年の育成指導

なくする。

（ロ）作業中は煙草をすったり、飲食はつつしんで下さいよう。

（ハ）この種の農薬は作用が強烈ですから口や鼻からも手足に付いた部分からも容易に吸収されますから細心の注意が必要です。

このほか農産物に関係した電物の残留問題は、パラチオンやメチルパラチオン剤は二三週間、メタシストックス剤は四週間、撒布五週間を経過してから作業の製品出荷できるようにしてください。

細心の注意で作業
農薬の事故防止

青少年問題協議会のモデル地区に指定

青少年を心身ともに健全育成し、そのことによって青少年の非行をなくし、広く青少年を幸福にしていくことの問題です。そのために青少年に関係する諸機関体が互いに連絡協議して、壬生町青少年問題協議会を設置しました。

重点目標として

❶青少年をとりまく社会環境の浄化

❷家庭環境の改善

❸地域活動の強化

❹非行防止のための地域活動の強化

❺青少年の育成指導

委員は壬生町の工業関係者、農業関係者、商業関係者、学識経験者、青少年関係者、婦人関係者、行政関係者、警察関係者、学校関係者、社会関係者、合計二十名で、任期は二年です。

委員長小出重郎、副委員長小出重吉、委員

（任期二年）小出重郎、田中勝治、郎、水谷新平、佐藤徳作、大高周一、小森政雄、金田重一、太田ツク、粒山義雄、永塚秀蔵、小島竹治、斎藤志郎、小出二、田中巳、鶴巻義国、蜂屋一郎、村上巳、大原八郎

（任期一年）小出重郎、田中勝治、郎、水谷新平、佐藤徳作、大高周一、小森政雄、金田重一、太田ツク、粒山義雄、永塚秀蔵、小島竹治、斎藤志郎、小出二、田中巳、鶴巻義国、蜂屋一郎、村上巳、大原八郎

（記）石川喜一郎、鶴巻義国、小島竹治、斎藤志郎、小出二、田中巳、鶴巻義国、蜂屋一郎、村上巳、大原八郎

防犯灯二十基町へ
東電のサービス行事

町を明るくの合言葉のもとに東電のサービス行事として防犯灯二百基が、県内各地の防犯協会に贈られ、そのうち壬生町には二十基が贈られました。

今度贈られた防犯灯は自動点滅器付きの白熱灯B型（60ワット）で、現在栃木携帯電話局派出所でとり付け場所を検討中です。決定り次第点燈とり付け工事が行なわれ、夏をむかえて夜間外出も多くなり夜の犯罪もふえるおりから、暗がりを持つ住民にとっては嬉しい贈物です。

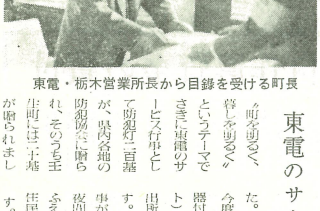

東電・栃木営業所長から目録を受ける町長

商業統計調査は
七月一日現在で

通産産業省では、七月一日現在で全国の卸売業、小売業などの商店について、商業統計調査を実施することになりました。

この調査は、統計以内にとどめるよう、簡わしは実際にとこれが可能です。

また商品、法による商品も商品の状況、商業活動などの調査項目をおりますので、生産農家に指導、販売業、住人売売と細かい点まで調査しますが、個々の調査内容を他に漏らしたり統計以外の目的には使用できないことになっておりますので調査員用に腕章するものはもれなく証に記入して重きたいと思います。

調査の実施に当っては、県知事の任命した調査員が調査に参ります。

かんびょうを作る農家へ

栃木県の特産物として全国の家庭を親しまれ喜ばれているかんびょうの生産市場がとても、そうこうそろはじまることでよ業統計調べは良を実施することになります。

食品衛生法による亜硫酸の薄さ量の限ばかんびょう一キログラム中に〇・五グラムとなりますが、二以内にとどめるよう、簡わしは実際にとこれが可能です。

また食品衛生法による漂白剤の使用は、各商品の表示に明記し取扱っております。未納者方はよりのおり手のこと、生産農家に指導、販売業、住人売売と細かい点まで調査しますが、個々の調査内容を他に漏らしたり統計以外の目的には使用できないことになっておりますので調査員用に腕章するものはもれなく証に記入して重きたいと思います。

調査の実施に当っては、県知事の任命した調査員が調査に参ります。

国土建設週間

七月十日から十六日全国一せいに

所得状況届の未届の方へ

福祉年金（老年、障害、母子）等の受給権者で未だ所得状況届を出してないかたは、至急来庁まで、なお、郵送でもよいです。

国民年金の払い込みに便利

❶国民年金の昭和三十六年度の納税分については、至急来庁または送所へ年金証書及び印鑑を御持参下さい。この印鑑を出しませんと送払が受けられませんから忘れずに出して下さい。

❷国民年金の払い込みの方法は

（イ）納税組合を二括徴収する。

（ロ）個人が役場の窓口へ各自持ち寄りで、世ひ、で利用しています。

（ハ）銀行を利用する。

（ニ）郵便局を利用する。

納納金については、各組合毎に、各商店毎に、各個人毎に、銀行、郵便局を利用する。

（ホ）郵便局を利用する。

（ヘ）農協を利用する。

（ト）銀行を利用する。

（チ）郵便局を利用する。

（リ）農協を利用する。

（ヌ）銀行を利用する。

（ル）郵便局を利用する。

（ヲ）農協を利用する。

（ワ）銀行を利用する。

（カ）郵便局を利用する。

（ヨ）農協を利用する。

（タ）銀行を利用する。

（レ）郵便局を利用する。

（ソ）農協を利用する。

（ツ）銀行を利用する。

（ネ）郵便局を利用する。

（ナ）農協を利用する。

（ラ）銀行を利用する。

（ム）郵便局を利用する。

（ウ）農協を利用する。

（ヰ）銀行を利用する。

（ノ）郵便局を利用する。

（オ）農協を利用する。

（ク）銀行を利用する。

（ヤ）郵便局を利用する。

（マ）農協を利用する。

（ケ）銀行を利用する。

（フ）郵便局を利用する。

（コ）農協を利用する。

（エ）銀行を利用する。

（テ）郵便局を利用する。

（ア）農協を利用する。

（サ）銀行を利用する。

（キ）郵便局を利用する。

（ユ）農協を利用する。

（メ）銀行を利用する。

（ミ）郵便局を利用する。

（シ）農協を利用する。

（ヱ）銀行を利用する。

（ヒ）郵便局を利用する。

（モ）農協を利用する。

（セ）銀行を利用する。

（ス）郵便局を利用する。

（ン）農協を利用する。

（ト）銀行を利用する。

（ロ）郵便局を利用する。

（ハ）農協を利用する。

（ニ）銀行を利用する。

（ホ）郵便局を利用する。

（ヘ）農協を利用する。

（ト）銀行を利用する。

（チ）郵便局を利用する。

（リ）農協を利用する。

（ヌ）銀行を利用する。

（ル）郵便局を利用する。

（ヲ）農協を利用する。

（ワ）銀行を利用する。

（カ）郵便局を利用する。

（ヨ）農協を利用する。

（タ）銀行を利用する。

（レ）郵便局を利用する。

（ソ）農協を利用する。

（ツ）銀行を利用する。

（ネ）郵便局を利用する。

（ナ）農協を利用する。

（ラ）銀行を利用する。

（ム）郵便局を利用する。

（ウ）農協を利用する。

（ヰ）銀行を利用する。

（ノ）郵便局を利用する。

（オ）農協を利用する。

（ク）銀行を利用する。

（ヤ）郵便局を利用する。

（マ）農協を利用する。

（ケ）銀行を利用する。

（フ）郵便局を利用する。

（コ）農協を利用する。

（エ）銀行を利用する。

（テ）郵便局を利用する。

（ア）農協を利用する。

（サ）銀行を利用する。

（キ）郵便局を利用する。

（ユ）農協を利用する。

（メ）銀行を利用する。

（ミ）郵便局を利用する。

（シ）農協を利用する。

（ヱ）銀行を利用する。

（ヒ）郵便局を利用する。

（モ）農協を利用する。

（セ）銀行を利用する。

（ス）郵便局を利用する。

（ン）農協を利用する。

お知らせ

（○は大人、●は子供）

小田垣町長24日帰国

小田垣壬生町長は、六月三日夜日本を発って、ヨーロッパ各地の都市計画の運地視察に、四ドイツの国際国民貿易見団地ニュールンベルク市の行政視察等を終えて、六月二十四日朝羽田空港帰国しました。

県民の歌

○応募格式＝国内に居住もしくは勤務しているもの、または栃木県出身者

○賞金＝入選作、各二〇万円

○締切＝昭和三十七年七月三十一日（当日消印有効）

○送先＝壬生町役場内川五〇

○審査＝栃木県音楽連盟

四、栃木県音楽連盟、県教・県民の感謝

十周年の記念碑

七月四日午前十時、精思神社の境内で高さ三尺余、幅四尺の記念碑の除幕式が行われます。

これは栃木壬生町商工会連合会長鯉川徳治の主催によるもので、壬生町にゆかりの深い源興樂の殿さま、島田基奏公の顕彰と、郷土芸能かんびょうに思いを寄せる町民の感謝をこめて建てられます。

碑文は「木鐸精神、二百五十周年記念碑」で鯉川県知事の揮毫によります。

宇井敬子さん渡欧

全日本女子選抜ハンドボール

去美町出身の宇井敬子さん（19才）宇井久さん姉

転入、転出の届出は十四日以内に

七月一日は住民登録法が施行され、満一周年をむかえます。転入・転出届などの異動があった場合は、必ず十四日以内に役場（支所）の戸籍係の窓口へ届出てください。

印かん証明、人字児童、不動産登記の際などに不利益などが生じますから注意。

今月の納税

町民税 第一期分
保険税 第一期分

もりあがる蚊とハエの駆除作業

環境を良くするには手蚊とハエの駆除が第一です。

総代さんや衛生班員さんの協力によって町内くまなく駆除薬が撒かれております。

役場では防力噴霧機と作業員が参加しております。

今までに二回駆除をした町内は、第1八十五世帯、酔宮三十八世帯、三好町九十八世帯、上稲葉百二十七世帯、至誠町百七世帯、上新町九十三世帯、万町百十三世帯、城東町六十九世帯、下水南清で十六世帯、安塚、城南、舟町、瑞穂通り、上福瑞、ことのばかゴミの焼却場、保育所、幼稚園等に実施しました。

蚊やハエの発生する時期になります。

○蚊やハエの駆除は防んといっても発生源をたやすことが決決問題です。

ポーフラは下水や汚水のたまり手洗鉢や水溜りに発生しますから、必ず排水をよくしたり水溜りができないように注意しましょう。

ポーフラの発生に場合はンテン、デルドリル、マラオイオン、ダイヤジノンなどの消剤をまきましょう。

ハエのうじはどぶの堆積、家畜小屋のふきわら、たい肥、便所などが主な発生源です。ゴミ箱には完全なふたつけ外細にはフールタールを塗りましょう。また便所の汲出口には完全なふたをつけ、ハエの侵入を防いだり家畜小屋の床はコンクリートにするのが最もよい方法です。

家外忘れやすい発泡剤に薬物補りがあります。これはビニールなどで覆を作って下さい。

ゴキブリ（あぶらむし）は昼間は家具のすきまや、引き出しの奥、床下などにひそんでいますから、この場合あるいは殺虫剤をまきましょう。

ディルドリン、リンデン、クロールデンなどの殺虫剤を撒きます。

以上のように発生場所を確かめた上で蚊とハエの撲滅を考えて基準量（一平方メートル当り五十cc）を考え消すれば大体撲滅できます。

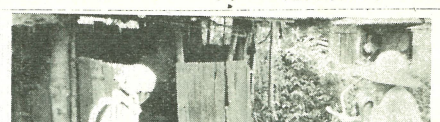

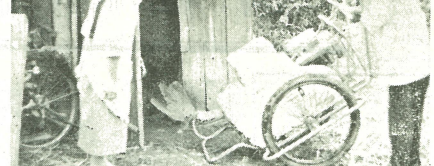

写真　上…屋外は動力噴霧機で
　　下…屋内は手押し噴霧器（上新町）

父と生別した児童に

児童扶養手当法とは

この法律は母子家庭を経済的に援助する法律で、父母生別、死別、父が行方不明の場合、父が法律上の婚姻関係にない場合、父が障害者である場合、父が拘禁されている場合などの母子家庭の生活の安定と児童の福祉を図ることを目的としています。

一、児童扶養手当は、父と同一戸籍に生活していない親の養育を受けられない児童を養育している母子家庭の母に支給されます。

【例】父が死亡した場合
【例】父が行方不明の場合
【例】父が拘禁されている場合
【例】父が障害者である場合
【例】父が廃疾である場合
【例】父が長期の入院をしている場合
【例】父が生死不明である場合
【例】父が引き続き一年以上遺棄している場合
【例】母が婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
【例】私生児童の場合

二、この手当は、父が死亡した場合、父が生死不明である場合、父が障害者である場合、父が拘禁されている場合、父が遺棄している場合、父が廃疾である場合、父が行方不明である場合、父が生死不明である場合、父が引き続き一年以上遺棄している場合、父が法令により引き続き一年以上にわたって拘禁されている場合、父が法令により引き続き一年以上にわたって拘禁されている場合、父が廃疾である場合、父が障害者